

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関するQ&A

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関して、よくある問い合わせを一覧表にしました。届出に際し、不明な点がある場合は参考にしてください。

なお、Q&Aにない状況で判断に困った場合は、介護保険課までお問い合わせください。

【提出時期】

Q 1. 例外給付申請書はいつまでに提出したらよいか。

A 1. 原則として、福祉用具貸与を開始しようとする月の末日までに提出してください。

Q 2. 新規申請中及び更新申請中で、認定結果が出る前に福祉用具貸与を利用したいが、軽度者に該当するような場合はどうすればよいか。

A 2. 主治医の意見を聴取して、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成した上で、まずは申請書のみ介護保険課へ提出してください。なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未確定）であるため、認定結果によっては利用者の自己負担となる可能性があることを必ず説明した上で行ってください。申請が必要となる認定結果の場合は、結果が出た月の翌月末までに、不足書類を提出してください。

Q 3. 新規申請中及び更新申請中で、要介護2を見込み、暫定で特殊寝台の利用を開始する予定だが、要介護1が出る可能性もある場合には、どうすればよいか。

A 3. Q 2と同様、まずは申請書のみ提出してください。見込み違いにより一連の手続きを行っていない場合についても、原則として受付日の属する月より前の利用については給付対象外となりますのでご注意ください。判断に困る場合等は、事前に介護保険課へ相談してください。

Q 4. 例外給付認定を受けている利用者が、要介護認定更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで申請すればよいか。

A 4. 要介護認定更新後の認定有効期間が始まる月の末日までに、まずは申請書のみ介護保険課へ提出してください。なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未確定）であるため、認定結果によっては利用者の自己負担となる可能性があることを必ず説明した上で行ってください。要介護1以下の認定結果が出た場合は、軽度者に対する福祉用具貸与の手順に従い、結果が出た月の翌月末までに、ケアプランと担当者会議録、主治医の意見を聴取したことが分かる書類を提出してください。

Q 5. 現在、例外給付により特殊寝台を利用している。状態の悪化により要支援1から区分変更申請をするにあたり、例外給付の申請は必要か。

A 5. 例外給付の有効期間内に、区分変更の申請をされた場合、その時点で例外給付の申請をする必要はありません。認定結果により引き続き例外給付が必要な場合には、改めて申請をしてください。その際、今回の区分変更申請前に受けた例外給付の認定通知書の写しを添付してください。（例外給付が認められる状態像に該当するため、認定通知書がない場合は添付不要です。）書類の添付により、新しい介護認定期間の開始日まで遡って例外給付の対象とします。
なお、区分変更申請が却下になった場合には、区分変更申請前の例外給付期間が引き続き有効となりますので、申請は不要です。
※詳しくはP 5の説明図（例1・例2）をご確認ください。

【遡及期間】

Q 6. 例外給付申請書の提出を忘れた場合、遡及はあるのか。

A 6. 原則不可とします。
よって、受付日の属する月より前の利用については給付対象外になりますのでご注意ください。

【再申請】

Q 7. 一度申請をすれば、ずっと貸与を受けることができるか。

A 7. 例外給付認定の有効期間は、要介護・要支援の認定有効期間を基準としています。認定が更新されるたびに改めて申請が必要ですので、再申請をしないまま貸与を受けることは出来ません。添付書類についても新しい状態のものを用意してください。

Q 8. 例外給付認定通知書は事業所宛に送付されるが、事業所が変更となった場合、再申請は必要か。

A 8. 事業所間の連携（認定通知書（写）を変更後事業所に渡す等）があれば再申請は不要です。

Q 9. 例外給付認定有効期間中に、貸与種目及び貸与品目が増えた場合、再申請は必要か。

（例：特殊寝台と付属品を貸与していたが、追加で体位変換器も貸与したい。）

A 9. 改めて申請を行う必要があります。ケアプランに新しい品目を位置づけるため、ケアプランの内容も変わるほか、担当者会議も改めて開催する必要があるため、通常の手順どおりに申請を行ってください。

【主治医の意見】

Q10. 主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態（疾患）を診察している医師が異なる場合はどうすればよいか。

A10. 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。

Q11. 主治医から必要な情報を得られない。主治医の意見がなくても申請をすれば例外給付認定を受けられるか。

A11. 例外給付は、主治医の意見に基づいて例外的に認める制度です。どのような場合でも主治医の意見がない場合は、例外給付認定できません。どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見を得ることが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して意見を確認し、主治医とのやりとりの経緯を、支援経過に必ず記録して提出してください。

Q12. 医学的な所見を示す書類で記載が必須の内容は何か。

A12. 少なくとも、①疾病名を含む医学的な所見、②該当する状態（例：寝返りが困難等）、③具体的な福祉用具名及び④聴取日時・病院名・医師名は明記してください。医師から文書での所見を得たものの、上記の内容が明記されていない場合は、別途、ケアマネジャーが医師に確認を行い、確認した内容を支援経過に必ず記録して提出してください。

【支援経過の記載例】

両肘の関節リウマチであり、痛みが激しくベッドからの起き上がりが困難な状態であるため、特殊寝台が必要であることを 年 月 日 ○○病院□□医師に電話で確認。

【ケアプラン】

Q13. 居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）を提出する場合、本人同意のサインや押印は必要か。

A13. 不要です。

【サービス担当者会議】

Q14. 介護保険課に例外給付申請を行ったところ、担当者会議録の記載に不備があると受理してもらえなかった。何を書いておけばいいのか。

A14. 主治医の意見、利用者の意向、福祉用具専門相談員・ケアマネジャーの意見は検討内容に記載するようにしてください。また、検討後の結論として、どの福祉用具を貸与することとなったのかが分かるように記載してください。

【その他】

Q15. 要支援1・2の利用者のうち、介護予防支援業務を居宅介護支援事業所へ委託している者については、申請主体は受託した居宅介護支援事業所（以下、受託事業所）となるのか。

A15. 受託事業所となります。

Q16. 福祉用具貸与を開始後、本人が死亡した場合、例外給付の申請は可能か。

A16. 死亡する前に、医師の医学的な所見を踏まえたサービス担当者会議等が行われ、必要な書類が整っていれば、申請は可能です。

Q17. 移動用リフトについて、どのように考えればよいか。

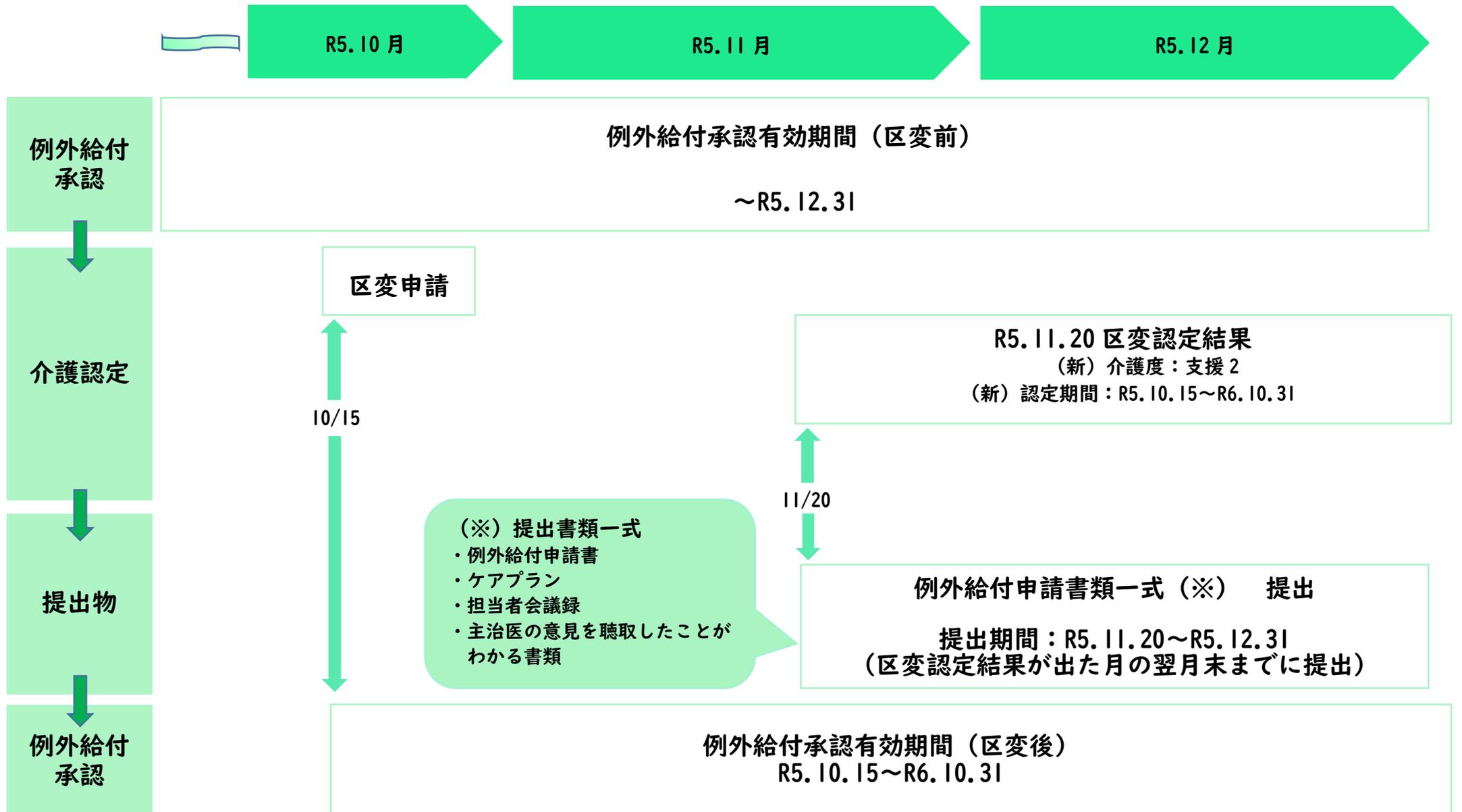
A17. ・「段差の解消が必要と認められるもの」として該当するのは、「段差解消機」及び「階段移動用リフト（床走行式）」のみです。車いすを必要としている利用者が、段差を移動するときスロープ等では対応できない場合などに利用します。

基本調査に該当する項目がないため、適切なケアマネジメントを通じて、ケアマネジャー等が必要と判断すれば、貸与できます。

- ・「昇降座椅子」については、認定調査項目「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。（平成19年3月30日 厚生労働省老健局通知 老振発第0330001号、老老発第0330003号 福祉用具貸与に関するQ&Aより）認定調査項目2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」に該当しない場合は、例外給付の申請が必要です。

【例 1】

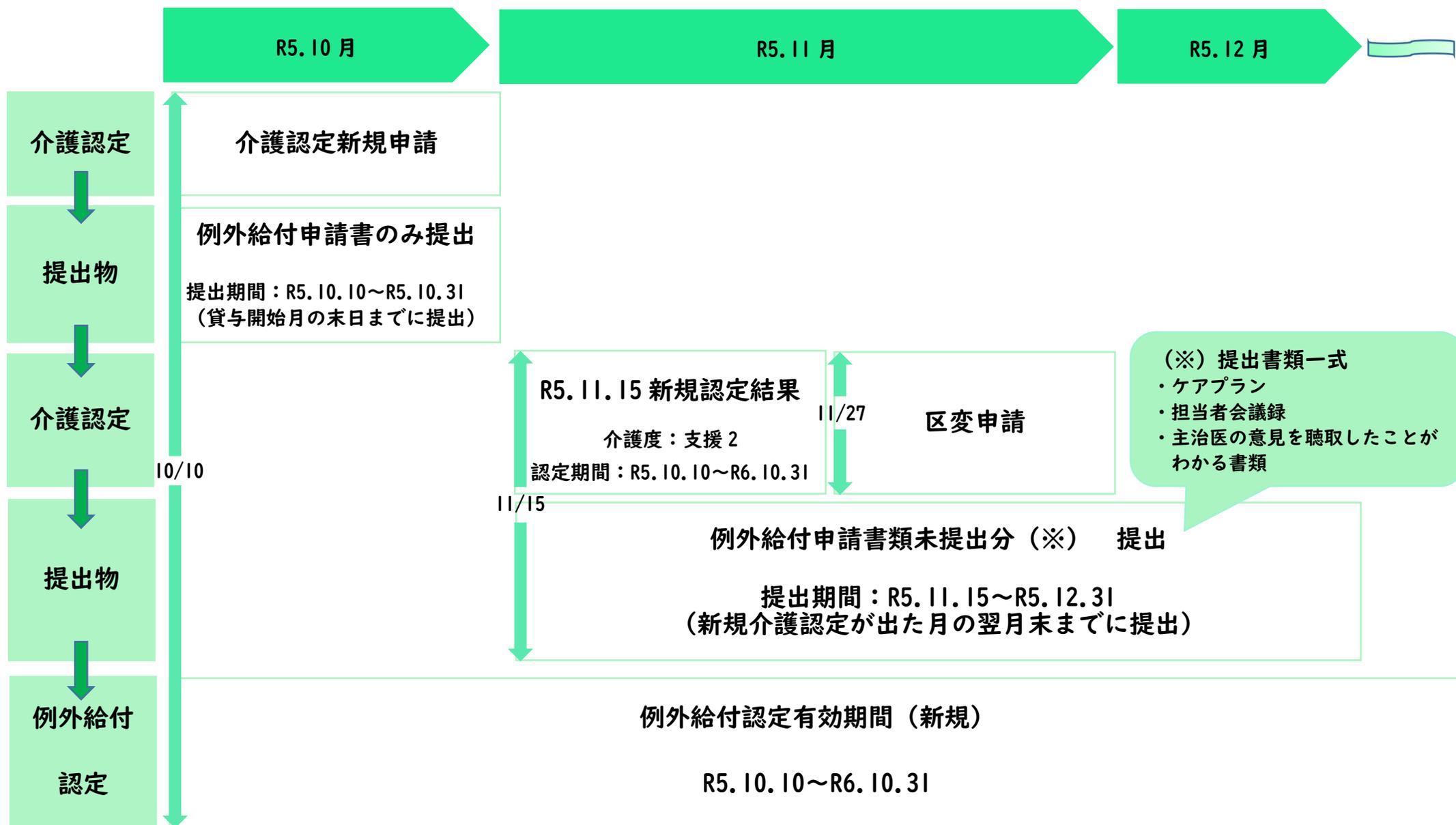
R5.10.15 に区変をかけた結果、引き続き例外給付が必要な場合
(R5.12.31 まで有効な例外給付の承認あり)



【例 2】

R5.10.10 に介護認定の新規申請を行い、同日より特殊寝台のレンタルを開始。

その後、R5.11.27 に介護認定の区変申請を行った場合



【例2】（つづき）

R5.10.10に介護認定の新規申請を行い、同日より特殊寝台のレンタルを開始。

その後、R5.11.27に介護認定の区変申請を行った場合

